

安心院老人デイ・サービスセンター指定管理候補者随意選定理由書

社会福祉法人宇佐市社会福祉協議会（以下「同団体」という。）は、社会福祉法で定める社会福祉活動を推進することを目的とした営利を求めない民間組織である。

市の地域福祉推進の中心的な担い手である同団体の経験やノウハウとシステムを活用して民生委員・児童委員、障がい者福祉協議会、ボランティア団体等との連携により各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民運動の支援、共同募金運動の協力など様々な場面で地域福祉の増進に向けた事業を展開しており、今後も同団体による地域福祉への貢献が期待される。

当施設については、平成3年に心身が虚弱な在宅の高齢者を通所によってリハビリやレクリエーションなどを行うことにより、心身機能の改善や維持向上及び家族の介護負担の軽減を図ることを目的に設置された。

施設の管理及び事業運営については、設置当初から当時の安心院町社会福祉協議会、平成17年度からは宇佐市社会福祉協議会との合併に伴い、現在の同団体に管理及び事業委託を実施してきた。

その後、平成18年度からは指定管理者制度を導入、同団体を随意選定の方法により指定管理者として選定、現在4期16年目を迎えている。

また、同団体は旧安心院町時代に整備された多機能複合型施設「地域福祉センター」と「保健センター」（現安心院総合保健福祉センター）において、身障者の生活介護センター、安心院児童館などの採算性の低い部門の運営について同団体の非営利性と極めて高い公共性という特性をもとに、今日まで誠実かつ積極的に担ってきている。

さらに、比較的入れ替わりが頻繁であるとされる介護職場において、安定した職員雇用と配置に努めてきたことにより、身辺の心配事などへの相談や身体的、精神的な変化や異変にいち早く気づくことができるため、利用者や家族から好評を得ている。

大分県が実地調査により公表している「介護サービス情報公表システム」では、各施設ごとに「安全・衛生管理等」などの評価項目が示され、本施設は全体的に県平均より高い評価を得ている。

同団体は今後も事業継続の意向を示しており、30年間にわたる実績と培われたノウハウや確立された運営体制や関連する福祉事業を一体的に展開する中で、人件費をはじめ給食を一元的に調理・配食するなど運営コストの削減に努めており、今後も適正な施設運営と安定したサービスの継続が期待される。

以上のことを踏まえ、今回の指定管理期間の満了後においても指定管理者制度により管理運営を行うものとし、施設の設置当初から現在に至るまでの経緯に鑑み、同団体を指定管理者として随意選定したい。

随意選定団体	所在地	宇佐市大字閣437番地
	名 称	社会福祉法人 宇佐市社会福祉協議会
	代表者	会長 相良 誠一郎